

【契約書別紙】

介護老人福祉施設重要事項説明書

<令和6年8月1日 現在>

1、当施設が提供するサービスについての相談・苦情や要望等の窓口(ご不明な点は何でもお尋ね下さい。)

- (1) 苦情解決責任者 ・小林 学(施設長)
- (2) 苦情受付・相談担当者 ・江田 和寛(介護支援専門員)
- (3) 受付時間
 - ①**当事業所**：毎日 午前9時00分～午後5時00分
 - ②**東京都国保連合会苦情相談窓口**：土・日・祝日除く 午前9時00分～午後5時00分
 - ③**台東区介護保険窓口**：月曜日～金曜日(祝日除く) 午前8時30分～午後5時15分
- (4) 相談方法
 - ①**当事業所**：電話番号03-5824-5632(直通)・03-5824-5630(代表)
 - ②ご意見箱の設置(施設内エレベーター前に設置)
 - ③**東京都国保連合会 介護相談指導課介護相談窓口**：電話03-6238-0177
 - ④**台東区役所介護保険課 事業者担当**：電話03-5246-1243
- (5) 苦情の第三者委員
 - ①上野吉彦 【民生児童委員：東京都台東区在住】
 - ②針谷泰子 【民生児童委員：東京都台東区在住】

2、事業者

- (1) 事業者の名称・代表者氏名 社会福祉法人清峰会 理事長 内山重丸
- (2) 法人所在地 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字大清水389番地5
- (3) 連絡先 電話0248-25-1881：FAX0248-25-4362

3、ご利用施設

施設名称	特別養護老人ホーム浅草ほうらい	管理者氏名	施設長 小林 学
事業所所在地	東京都台東区清川2丁目14-7	指定番号	1370602656
電話番号	03-5824-5632(直通) 03-5824-5630(代表)	FAX番号	03-5824-5631(直通)

4、当法人で実施する高齢者福祉事業

(1) 介護保険又は介護予防適用事業

指定サービスの種類	指定年月日	指定番号	利用定員	所在地
介護老人福祉施設(ユニット型)	平成22年6月1日	1370602656	140人	台東区
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	平成22年6月1日 平成22年6月1日	1370602649	20人	台東区
通所介護(一般型) 総合事業(介護予防・日常生活支援 総合事業)	平成22年6月1日 平成22年6月1日	1370602631	30人	台東区
認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	平成22年6月1日 平成22年6月1日	1390600086	10人	台東区
地域包括支援センター	平成22年6月1日	1300600077	—	台東区

(2) 介護保険又は介護予防適用外事業

事業所の種類	認可(届出)年月日	事業開始年月日	利用定員	所在地
障害者支援施設(入所)	平成22年6月1日	平成22年6月1日	30人	台東区
障害者施設(短期入所)	平成22年6月1日	平成22年6月1日	10人	
障害者施設(通所)	平成22年6月1日	平成22年6月1日	50人	
子育て支援施設(いっとき保育)	平成22年6月1日	平成22年6月1日	10人	台東区
子育て支援施設(トワイライト)	平成22年6月1日	平成22年6月1日	5人	

子育て支援施設（ショートステイ）	平成 22 年 6 月 1 日	平成 22 年 6 月 1 日	5 人	
------------------	-----------------	-----------------	-----	--

5、当施設の事業目的と運営方針

事業の目的	老人福祉施設並びに、介護保険法令等関係諸法令の定めにより、ご利用者が人間としての尊厳を保ち、その主体性と自立への意思を尊重しながら、快適な生活が営めるように支援することを目的とした介護福祉施設サービスを提供します。
運営の方針	<p>①ご利用者と職員の人間的なふれあいを大切にし、ご利用者の権利を守り、健康で安らかな生活が送れるよう支援いたします。</p> <p>②ご利用者の主体性と自立への意思を尊重し、ご利用者個々の能力に目を向け、その人らしく生きることを支援し、日常生活の質の向上がはかれるよう援助いたします。</p> <p>③ご利用者とその家族を尊重し、最後まで共に歩みます。</p> <p>④各ユニット部分において家庭的な雰囲気をつくり、ご利用者の家族並びに地域との連携を深め地域社会に愛され、信頼され、選ばれる施設となるよう努力いたします。</p> <p>⑤入所前後の生活が継続となるよう配慮し、各ユニット部分においてご利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な生活が営めるよう支援いたします。</p>

6、ご利用施設の概要

(1) 定員

- ①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム浅草ほうらい）：140人
- ②短期入所生活介護（特別養護老人ホーム浅草ほうらい）：20人

(2) ご利用施設設備の概要

階数・場所		室名称	1ユニットあたり数量	全館計
4階 5階 6階 7階 居住フロア (1フロア・4ユニット)	各ユニット ・特養14ユニット ・短期入所2ユニット 計16ユニット	居室計	10	160
		居室占有面積		
		居室(14.37~14.89㎡個室、洗面所有 便所有)	3	48
		居室(13.92~15.26㎡個室、洗面所有 便所無)	7	112
		共同生活室(食堂、居間)	1	16
		パントリー	1	16
		共用便所	2	32
		洗面台	1	16
		洗濯室(洗濯機、乾燥機各2台)	1	16
		浴室(個別浴、脱衣室含む)	1	16
	玄関 出入口	1	16	
	各フロア共通部分	室名称	1フロアあたり数量	全館計
		機械浴室(脱衣室、便所含)4, 5, 7階座位浴	1	3
		機械浴室(脱衣室、便所含)6階寝浴	1	1
スタッフ休憩室		1	4	
介護材料室		1	4	
汚物処理室		1	4	
職員便所		2	8	
エレベーター		4	4	
エレベーターホール(談話コーナー含む)	1	4		
1階 2階 公共 フロア	1階	地域交流スペース	1	
		理美容室	1	
		玄関ホール	1	
	2階	ボランティア室	1	
		相談室	2	
	機能訓練室・多目的室	1		
	医務室	1		

7、ご利用施設の主たる職員体制

(併設する短期入所生活介護事業所及び介護予防短期入所生活介護事業所と兼務します。)

職 種	基準 員数	常 勤		非常勤		常勤換算 後の人数	保 有 資 格
		専従	兼務	専従	兼務		
施 設 長	1		1				
生 活 相 談 員	2	2				2	社 会 福 祉 士 社 会 福 祉 主 事
介 護 支 援 専 門 員	2	4				4	介 護 支 援 専 門 員
介 護 職 員	54	※71				70.1	介 護 福 祉 士 実 務 者 研 修 介 護 職 員 基 礎 研 修 社 会 福 祉 主 事
看 護 職 員	4	1	3		3	6.2	看 護 師 准 看 護 師
機 能 訓 練 指 導 員	1	1	0.4			1.4	理 学 療 法 士 あん摩マッサージ指圧師
管 理 栄 養 士	1	1				1	管 理 栄 養 士
事 務 員	適当数	3				3	
医 師	必要数			7		0.3	協 力 医 療 機 関 より
給食員(委託業者)							栄 養 士 ・ 調 理 師 等

※上記は、令和6年8月1日現在の配置予定数です。

8、主たる職員の勤務体制（職員の休日は医師を除き、年間112日（特別休暇含む）とします。）

職 種	勤 務 時 間	職 務 内 容
施設長	8時30分～17時30分	施設の運営・維持管理全般、職員の指導監督及び、利用者のサービス向上に関する事。
生活相談員	8時30分～17時30分	利用者の生活全般に関する事。
看護職員	① 7時15分～16時15分 ② 9時00分～18時00分 ③ 9時30分～18時30分	利用者並びに職員の健康管理及び、看護業務全般、衛生管理に関する事。
介護職員	① 7時00分～16時00分 ② 9時00分～18時00分 ③ 9時30分～18時30分 ④ 10時30分～19時30分 ⑤ 12時30分～21時30分 ⑥ 15時45分～翌日9時30分（夜勤）	利用者の日常生活全般に関する事。
介護支援専門員	8時30分～17時30分	介護計画の立案、作成に関する事。
機能訓練指導員	8時45分～17時45分	リハビリ訓練の計画、実施に関する事。
医師	週1回 14時00分～16時00分	診療、健康管理、健康相談に関する事。
管理栄養士	8時30分～17時30分	献立の作成及び栄養全般管理に関する事。
事務員	8時30分～17時30分	事務全般に関する事。

9、介護保険給付サービス

種 類	サービスの内容
施設サービス計画立案	<ul style="list-style-type: none"> ・ご利用者は、担当の介護支援専門員に対しいつでも、ご利用者の施設サービス計画の変更を申し出ることができます。担当の介護支援専門員はご利用者の御希望をよく聞き、できる限り施設サービスに反映できるよう努めます。
食 事	<ul style="list-style-type: none"> ・管理栄養士が立てる献立表に従いご利用者の心身の状況・嗜好に応じて適切な栄養量及び内容とします。また、自立の支援に配慮し、できるだけ離床して行えるように努めます。 ・食事摂取の介助、栄養相談を行います。また関係部門との連携を図ります ・適時の食事の準備をします。 朝食： 7時30分～ 8時30分 昼食： 11時30分～12時30分 夕食： 17時30分～18時30分
食 事	<ul style="list-style-type: none"> ・管理栄養士は、ご利用者個々に適切な栄養ケアを効率的に提供できるよう関連職員との連絡調整を図ります。 ・管理栄養士は、関係職員と連携し栄養スクリーニングを行い、ご利用者毎の栄養アセスメントを実施し、栄養ケア計画を作成します。 ・管理栄養士は、定期的にモニタリングを行い、関係職員と栄養ケア計画を再検討します。 ＊栄養ケア計画を作成したご利用者のみの加算です。
食 事 (療養食の加算)	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の指示に基づき管理栄養士が献立を作成し、介護保険法令に定められる療養食を提供します。 ＊対象となるご利用者のみ加算です。
排 泄	<ul style="list-style-type: none"> ・ご利用者の自然排泄を目指した援助に取り組むこととし、そのため食事、水分摂取に配慮した介護に努めます。 ・ご利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> ・年間を通じて、週2回以上の入浴または清拭を行います。 ・座位のとれない方には、特殊浴槽を用いての入浴サービスを行うことができます。
生活介護	<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・生活リズムを考え、毎朝夕の着替えを行うように援助します。 ・シーツ・枕カバー・毛布カバー等の交換・洗濯は、週1回実施します。 ・各グループ毎に、特色ある余暇活動（レクリエーション等）を実施します。 ＊身体拘束は原則いたしません。ただし、利用者の生命及び身体に危険が生じる場合には、利用者並びに家族と相談のうえ同意を得た場合に限り、「身体拘束に関するマニュアル」に基づき、身体拘束をする場合があります。
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練指導員による、ご利用者の状況に適合した機能訓練を行い、身体の機能の低下を防止するよう努めます。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・嘱託医により、週1回診療日を設けて健康管理に努めます。 ・緊急等必要な場合には、主治医あるいは協力医療機関等に責任を持って引き継ぎます。 ・ご利用者が外部の医療機関に通院する場合の付き添いに関しては、原則、ご家族様対応となります。
生活相談	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設は、ご利用者及びその家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うように努めます。

教養娯楽等	・当施設では、必要な教養娯楽施設を整えるとともに、施設の生活が豊かであるものとするために、便宜レクリエーション行事を企画します。
行政事務・日常生活用品の購入代行	・行政機関に対する手続きが必要な場合には、ご利用者及びご家族の状況によって、代行サービスをご利用いただけます。 ・ご利用者及びご家族が自ら購入が困難である場合は、施設の購入代行サービスをご利用頂けます。

10、介護保険給付外サービス

職 種	サービスの内容
食事の提供	・家庭的な雰囲気の中、安全で質の良い食事を適温にて提供します。 ・ご利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。実費相当額の範囲内にて負担して頂きます。 *介護保険負担金限度額設定の段階によって、負担金額(1日あたり)が違います。
居住の提供	・居室及び寝具類の衛生管理に配慮し、居心地のよい居住環境を提供します。 また、居室に関して、状況等によっては移動する場合がありますのでご了承下さい。 ・この施設及び設備を利用し、居住されるにあたり、水光熱費相当額及び室料をご負担頂きます。
理 美 容	・毎月1回、台東区内の理髪店の出張による理髪サービスをご利用頂けます。
所持品の保管	・ご利用者自身が、所持品の管理が困難な場合は、所持品管理サービスをご利用頂けます。 (高額物品はご利用頂けません)詳細は、生活相談員までご相談下さい。
特別食の提供	・当施設では、通常のメニューのほかに特別食をご用意します。メニューは、毎回変わりますので、詳しくは職員にお尋ね下さい。ご利用の際には1週間前までにお申し出下さい。

11、利用料金

(1)利用料金は、『別表1』の通りです。

(2)入所期間中に入院・ご自宅等に外泊した期間の取り扱いについては、介護保険給付の取り扱いに応じた料金となります。

(3)支払い方法

毎月10日を目安に、前月分の請求をいたしますので、月末までにお支払い下さい。お支払い頂きますと領収証を発行いたします。お支払方法は、銀行振り込み(手数料：ご利用者負担)・現金支払い・口座自動引き落とし(手数料：ご利用者負担)の中からお契約の際に選べます。

※振込先

朝日信用金庫 浅草支店
 店番 011 普通 口座番号 0458970
 シャカイクシホウジン セイホウカイ リジチョウ ウチャヤミンゲマル
 社会福祉法人 清峰会 理事長 内山 重丸

12、サービス担当者会議への個人情報の提供の同意について

ケアプラン作成や実施のため、担当の介護支援専門員や関係諸機関とサービス担当者会議を開催いたします。このサービス担当者会議への利用者の個人情報と、ご家族の状況等を情報提供するに当たり、それぞれの同意が必要となりますので、情報提供に同意する場合は同意書に記名・押印して下さい。なお、この会議には利用者、ご家族等も参加できます。また、この会議に提供してほしくない情報がありましたら、担当者へ申し出て下されば提供いたしません。

1 3、入退所手続き

(1) 入所手続き

- ①台東区役所高齢福祉課または地域包括支援センターへご相談下さい。入所と同時に契約を結びサービスの提供を開始します。
- ②居室に空きがない場合は、「台東区指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の入所にかかわる指針」に基づき、「入所検討委員会」にて台東区が入所の順位を決定します。
* 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に担当の介護支援専門員とご相談下さい。

(2) 退所手続き

- ①ご利用者の御都合で退所される場合には、退所を希望される7日前にお申し出下さい。
- ②自動終了
以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
 - ・ご利用者が他の介護保険施設に入所した場合。
 - ・ご利用者の要介護認定区分が、要支援又は非該当(自立)と認定された場合。
※この場合、所定の期間をもって退所して頂くことになります。
 - ・ご利用者がお亡くなりになった場合。
- ③その他
 - ・ご利用者が、サービス利用料金の支払いを6ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず30日以内に支払われない場合、またはご利用者やご家族等が当施設の従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、退所して頂く場合があります。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。
 - ・ご利用者が、病院または診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合は、入院後3ヶ月経過しても退院出来ないことが明らかになった場合は、文書で通知のうえ、契約を終了させて頂く場合があります。尚、この場合、退院後に再度ご利用を希望される場合はお申し出下さい。
 - ・不正行為により、保険給付を受けまたは受けようとし、保険者より退所の指令等があった場合には、文書にて通知し退所して頂く場合があります。
 - ・やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し退所して頂く場合があります。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。

1 4、特別養護老人ホームの空床利用について

入院・外出等により、長期間ご利用者が不在となる場合には、特別養護老人ホームの空床利用に係る同意書に署名・押印して頂き、一時的に短期入所生活介護に利用させて頂く場合があります。

1 5、協力医療機関

(1) 当事業所の協力病院

医療機関の名称	台東区立台東病院		院長名	山田 隆司	
所在地	東京都台東区千束3丁目20番5号				
電話番号	03-3876-1001				
診療科	内科・外科・整形外科・眼科・耳鼻咽喉科・皮膚科・泌尿器科・リハビリテーション科				
救急指定の有無	有	入院設備	有	契約の有無	有

(2) 歯科の協力病院

医療機関の名称	医療法人社団コンパス東京東		院長名	後藤 基温	
所在地	東京都北区志茂2-35-13-101				
電話番号	0120-591173				
救急指定の有無	無	入院設備	有	契約の有無	有

16、緊急時の対応

ご利用者の体調の変化等があった場合は、主治医の医師に連絡する等必要な処置を講じる他、救急車等での搬送により、医療機関での受診を行います。同時に下記に定める緊急連絡先に速やかに連絡します。

緊急連絡先	
氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

緊急連絡先	
氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

17、事故発生時の対応及び損害補償

(1) 事故防止に努めておりますが、日中、限られた職員でサービスの提供を行っております。そのため、マンツーマンでのサービス提供が困難となり、転倒などの事故が発生する場合がございます。万が一、事故が生じた場合は、利用者に対し緊急処置、医療機関への搬送等措置を講じるとともに、速やかに家族へ状況等を連絡し、関係機関にも報告します。

(2) サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由により、利用者に賠償すべき損害を与えた場合は、天災等不可抗力による場合を除き、施設が加入する保険会社に連絡をとり、誠意をもって速やかに損害を賠償します。

18、非常災害時の対応

非常時の対応	別途に定める「特別養護老人ホーム浅草ほうらい防災対策規程並び、消防計画」により対応を行います。			
近隣との協力関係	浅草町一町会の自主防災組織の行う訓練等に積極的に参加し、非常時に備えます。			
防災訓練	別途定める「特別養護老人ホーム浅草ほうらい防災対策規定並び、消防計画」に則り、毎月昼間及び夜間を想定した避難訓練等を利用者の方も参加して頂き実施します。			
防災設備	設備の名称	有無	設備の名称	有無
	スプリンクラー	有	煙・熱探知機	有
	自動火災報知機	有	自動防火扉	有
	火災通報装置（非常通報装置）	有	避雷針	有
	防災監視装置	有	漏電報知器	有
	誘導灯	有	屋内消火栓	有
	消火器	有	非常用電源	有
	カーテン・絨毯等は、防災適合品を使用しております。			
消防計画等	消防署への届出日 平成31年3月28日：防火管理者 中村 佳一			

19、当施設ご利用の際に留意いただく事項

面会・宿泊等	来訪者は、面会時間を遵守し、必ずその都度面会者名簿に記入をし、職員に届け出て下さい。来訪者が宿泊される場合は、必ず許可を得て下さい。 面会時間は、原則、毎日午前9時より午後7時までです。
外出・外泊	外出・外泊の場合は、必ず所定の用紙に外出先等を記入し、基本1週間前に職員へ申し出て下さい。

体調の確認	ご利用にあたりましては、体調に十分気をつけて下さい。風邪等他のご利用者に感染の恐れがある場合は、ご利用になれない場合がございます。
居室・設備・器具等の使用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により、破損等が生じた場合には、賠償して頂くことがあります。
喫煙・飲酒	施設内は全面禁煙となります。飲酒は応相談。
金銭・貴重品の管理	金銭・貴重品管理については、居室内でのトラブルには責任を負いかねますので、金銭管理サービスをご利用下さい。貴重品につきましては、高額品はお預かり出来ない場合がありますので、生活相談員へご相談下さい。
所持品の持ち込み	所持品の持ち込みにつきましては、生活必需品をお持込み頂けますが、紛失等については責任を負いかねる場合もございます。詳細につきましては、生活相談員へご相談下さい。
宗教・政治活動	施設内での他のご利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
動物の持ち込み（ペット）	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りいたします。
施設外での受診	ご利用者が外部の医療機関に通院する場合の付き添いに関しては、原則、ご家族様対応となります。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になるような行為はご遠慮ください。また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないようにして下さい。

介護老人福祉施設ご利用にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字大清水389番地5
名称 社会福祉法人 清峰会 (指定番号 1370602656 東京都)
代表者 理事長 内山重丸 印

説明者 所属 特別養護老人ホーム浅草ほうらい
氏名 _____ 印

私は、契約書および本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所 _____
氏名 _____ 印

家族等 住所 _____
氏名 _____ 印

代理人 住所 _____
氏名 _____ 印

【別表 1】

特別養護老人ホーム浅草ほうらい 介護老人福祉施設 料金表

1、介護給付サービス基本料金（1日あたりの金額）

1単位10,900円

項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
単位	670単位	740単位	815単位	886単位	955単位
1、入居者の介護費	7,303円	8,066円	8,883円	9,657円	10,409円
1-①うち利用者の自己負担金(1割負担)	731円	807円	889円	966円	1,041円
1-①うち利用者の自己負担金(2割負担)	1,461円	1,614円	1,777円	1,932円	2,082円
1-①うち利用者の自己負担金(3割負担)	2,191円	2,420円	2,665円	2,898円	3,123円
2、個別機能訓練加算（Ⅰ）	130円（12単位）				
2-①うち利用者の自己負担金(1割負担)	13円				
2-①うち利用者の自己負担金(2割負担)	26円				
2-①うち利用者の自己負担金(3割負担)	39円				

2、その他介護給付サービス加算料金（1日あたりの自己負担額）

- ① 個別機能訓練加算（Ⅱ）1割負担：22円 2割負担：44円 3割負担：66円（20単位：1月あたり）
個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定しており、かつ、個別機能訓練計画の情報を厚生労働省に提出し、適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合
- ② 栄養マネジメント強化加算 1割負担：12円 2割負担：24円 3割負担：36円（11単位）
栄養ケア計画に従い、食事の観察を週3回以上行い、栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整を実施する場合。入所者ごとに栄養情報を厚生労働省に提出し、適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合
- ③ 初期加算 1割負担：33円 2割負担：66円 3割負担：99円（30単位）
入所した日から30日以内の期間に施設での生活に慣れるための支援を行った場合
- ④ 安全対策体制加算 1割負担：22円 2割負担：44円 3割負担：66円（20単位：入所時1回限り）
外部研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、体制が整備されている場合
- ⑤ 外泊時費用 1割負担：269円 2割負担：537円 3割負担：805円（246単位）
6日を限度に入院及び外泊を行った場合
- ⑥ サービス提供体制強化加算（Ⅱ）1割負担：7円 2割負担：13円 3割負担：20円（6単位）
介護老人福祉施設の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上である場合 ※日常生活継続支援加算との併算不可
- ⑦ 看護体制加算（Ⅰ）ロ 1割負担：5円 2割負担：9円 3割負担：13円（4単位）
常勤看護師を1名以上配置した場合

- ⑧ 看護体制加算（Ⅱ）ロ 1割負担：9円 2割負担：18円 3割負担：27円（8単位）
看護職員の数が常勤換算方法で入所者の数が25又はその端数を増すごとに1以上であり、看護職員との連携により、24時間の連絡体制を確保している場合
- ⑨ 夜勤職員配置加算（Ⅱ）ロ 1割負担：20円 2割負担：40円 3割負担：59円（18単位）
指定短期入所生活介護の利用者数と指定介護老人福祉施設の入所者を合算した人数を指定介護老人福祉施設の「入所者の数」とした場合に必要な夜勤職員の数を1以上上回った場合
- ⑩ 療養食加算 1割負担：7円 2割負担：13円 3割負担：20円（6単位：1食につき）
管理栄養士又は栄養士によって入所者の年齢、心身の状況によって適切に食事の提供が管理され、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において行われている場合。
- ⑪ 日常生活継続支援加算（Ⅱ） 1割負担：51円 2割負担：101円 3割負担：151円（46単位）
要介護度4以上の重度者等を積極的に受け入れた場合
※③サービス提供体制強化加算（Ⅱ）の算定根拠である「看護職員または介護職員の総数のうち常勤職員の占める割合が百分の七十五以上」を満たしている場合においても、本加算を算定する場合は⑥を算定することはできません（同時算定不可）。また当該月の入退所状況に関係するため、算定基準に満たない月もあります。
- ⑫ 褥瘡マネジメント加算（Ⅰ） 1割負担：4円 2割負担：7円 3割負担：10円（3単位：1月あたり）
褥瘡の発生と関連リスクについて個別に評価するとともに、評価結果を厚生労働省に提出し、褥瘡管理を行う場合。褥瘡ケア計画を作成し、評価に基づき少なくとも3月に1回見直しを行う場合。
※褥瘡マネジメント加算Ⅱとの併算不可。
- ⑬ 褥瘡マネジメント加算（Ⅱ） 1割負担：15円 2割負担：29円 3割負担：43円（13単位：1月あたり）
褥瘡マネジメント加算Ⅰの要件に加え、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡発生がない場合。※褥瘡マネジメント加算Ⅰとの併算不可。
- ⑭ 排せつ支援加算（Ⅰ） 1割負担：11円 2割負担：22円 3割負担：33円（10単位：1月あたり）
排せつに介護を要するご利用者ごとに評価を行い、6月に1回、評価結果を厚生労働省に提出している場合。6月を超えてから算定可能。※排せつ支援加算Ⅱ・Ⅲとの併算不可。
- ⑮ 排せつ支援加算（Ⅱ） 1割負担：17円 2割負担：33円 3割負担：49円（15単位：1月あたり）
排せつ支援加算Ⅰの要件に加え、入所時と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれも悪化が無い、又は、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合。
6月を超えてから算定可能。※排せつ支援加算Ⅰ・Ⅲとの併算不可。
- ⑯ 排せつ支援加算（Ⅲ） 1割負担：22円 2割負担：44円 3割負担：66円（20単位：1月あたり）
排せつ支援加算Ⅰの要件に加え、入所時と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれも悪化が無い、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合。
6月を超えてから算定可能。※排せつ支援加算Ⅰ・Ⅱとの併算不可。
- ⑰ ADL維持等加算（Ⅰ） 1割負担：33円 2割負担：66円 3割負担：99円（30単位：1月あたり）
ご利用者全員について身体評価の測定値を厚生労働省に提出し、身体評価の数値が基準値（1）を超えていると評価された場合。※ADL維持等加算Ⅱとの併算不可。
- ⑱ ADL維持等加算（Ⅱ） 1割負担：66円 2割負担：131円 3割負担：197円（60単位：1月あたり）
ご利用者全員について身体評価の測定値を厚生労働省に提出し、身体評価の数値が基準値（2）を超えていると評価された場合。※ADL維持等加算Ⅰとの併算不可。

- ⑱ 科学的介護推進体制加算（Ⅰ）1割負担：44円 2割負担：88円 3割負担：131円（40単位：1月あたり）
ご利用者ごとの**心身の状況等基本的情報**を厚生労働省に提出し、サービスを有効に提供するために必要な情報を活用している場合。
- ⑳ 科学的介護推進体制加算（Ⅱ）1割負担：55円 2割負担：109円 3割負担：164円（50単位：1月あたり）
ご利用者ごとの**心身、疾病の状況等基本的情報**を厚生労働省に提出し、サービスを有効に提供するために必要な情報を活用している場合。
- ㉑ 若年性認知症入所者受入加算 1割負担：131円 2割負担：262円 3割負担：393円（120単位）
65歳未満の第2号被保険者で若年性認知症により入所された場合。65歳の誕生日の前々日まで算定可能。
- ㉒ 配置医師緊急時対応加算
- ・早朝（6時～8時）夜間（18時～22時）の間、医師がご利用者の急変時に施設訪問し、対応した場合。 1割負担：709円 2割負担：1417円 3割負担：2126円（650単位：1回）
 - ・深夜（22時～6時）の間、医師がご利用者の急変時に施設訪問し対応した場合。
1割負担：1417円 2割負担：2834円 3割負担：4251円（1300単位：1回）
- ㉓ 看取り介護加算（Ⅰ）
看取り同意を頂いており、施設内で適切な看取り対応をした場合。
- ・死亡日以前31日～45日以下 1割負担：79円 2割負担：157円 3割負担：236円（72単位）
 - ・死亡日以前4日～30日以下 1割負担：157円 2割負担：314円 3割負担：471円（144単位）
 - ・死亡日前日および前々日 1割負担：742円 2割負担：1483円 3割負担：2224円（680単位）
 - ・死亡日 1割負担：1396円 2割負担：2791円 3割負担：4186円（1280単位）
- ㉔ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）（所定単位数×140/1,000：1月あたり）
介護職員の賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じている場合
- ㉕ 関係法令等の額

3. 介護給付サービスとならない料金（1日あたりの自己負担額）

項 目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
食事の 自己負担額	第1段階	300円			
	第2段階	390円			
	第3段階①	650円			
	第3段階②	1,360円			
	第4段階	1,445円			
居住費の 自己負担額	第1段階	880円			
	第2段階	880円			
	第3段階①	1,370円			
	第3段階②	1,370円			
	第4段階	2,066円			

4. 介護給付サービスとならないその他の料金

①理 美 容 代	実	費
②特別な食事を希望した場合の特別食	実	費
③特別に希望されるサービスや物品	実	費
④ク ラ ブ 活 動 費	実	費
⑤喫 茶 コ ー ナ ー	実	費
⑥特 別 な 設 備 、 備 品 等	実	費

5. 当施設では、利用者負担の軽減をいたします。詳細については、生活相談員または区の担当係までお尋ね下さい。